

フランコ独裁体制初期における女性像とその論理

ファランヘ女性部全国総会における
ピラール・プリモ・デ・リベラの演説をてがかりとして

半 澤 忠 彦

1. はじめに 本稿の問題意識と射程

本稿ではスペインのフランコ独裁体制期（1939–1975年）のうち、初期の1940年頃に女性政策の一端としてどのような女性像とそれに関わる論理が提示されたのかについて考察する。スペイン内戦（1936–39年）を経て成立したフランコ体制は、第2次世界大戦中に枢軸国と近い立場であったにもかかわらず、日本やドイツ、イタリアとは異なり参戦せず、したがって敗北を経験しなかったがゆえに、1975年まで独裁体制を維持した。この体制は、軍部、カトリック教会、王党派、ファシズム組織ファランヘ、保守的な大土地所有者や産業資本家等を主な支持基盤とし、スペイン総統であるフランコ將軍を国家指導者としていた。国家は、独裁体制の維持・強化のために労働者や青年、女性や子供の組織化を図った。注目すべきは、国民の日常生活統制や家庭を通じた家族への権力浸透という面から女性の組織化を重視した事実である。そして女性の組織化にあたっては理想の女性像を掲げた。よってフランコ体制の女性に関連する政策を研究することは、独裁体制という非民主主義社会における国家と女性の関係や権力と日常生活の関係性を問うことになる。またその問いは、スペインの独裁体制がなぜ長期にわたり安定して存続しえたのかという観点からも意義がある。

では本稿で扱うファランヘの女性部が示した女性像を明らかにし、歴史的文脈に位置づけることにはどんな意義があるのだろうか。ファランヘは、第2共和制期（1931–36）のファシズム運動を起源とする組織で、フランコ体制期には唯一の公認政治組織であった。そしてその女性部は、フランコ体制唯一の公認女性組織であった。内戦が終わった翌年の1940年から42年は、フランコ体制がファシスト・イタリアとナチス・ドイツを参考にしながら新国家建設を始めた時期である。この時期に体制内で力を持っていたファランヘの女性部がどのような女性像を打ち出していたのかをスペイン史と同時代ヨーロッパ史の2つの文脈に位置づけることは、フランコ体制の歴史的意義を考える上で重要である。

スペイン史の文脈においては、大まかに言って、1920年代の大都市での女性の社会進出によるモダンガール＝「新しい女性」像の誕生、1930年代の第2共和制期における女性の政治化と組織化による公的領域で活動する女性像の登場、内戦による総力戦下で銃後を支えるために政治的に動員される女性像といった流れが指摘できる。女性部も第2共和制期に女性ファシスト団体として誕生し、内戦中にはフランコ側の銃後を支えた。では内戦後にフランコ体制が女性たちに家庭へ戻るよう呼びかけた時、そこで示されたのは、19世紀まで支配的であった良妻賢母を理想とする伝統的なカトリックの女性像だったのであろうか。それともそこには何らかの新しい要素が

あったのだろうか。

同時代ヨーロッパ史の文脈においては、ファランヘ女性部の女性像はどのような位置づけになるのか。ファシズムと女性の関係という問題に関しては、ファシズム体制が、女性に対して単に「妻」や「母」といった伝統的役割だけでなく、積極的に体制を支持するように求めていたことが既に指摘されている⁽¹⁾。第2次世界大戦が始まった1940年代初頭にフランコ体制がどのような女性像を打ち出していたのかという問題は、どの程度ドイツやイタリアのファシズム体制と同じ要素／異なる要素を持っていたのかという問題を考える上で重要である。この点については、フランコ体制とファシズム体制の共通点を強調する見解と、差異を重視する立場が存在する⁽²⁾。

このように、ファランヘ女性部の提示した女性像をめぐる議論は、スペイン史における女性像の諸要素の変化と、フランコ体制とファシズム体制の女性像における共通性／差異という2つの軸を持っている。

ドイツやイタリアと並んで枢軸国の一員であった日本との関連では、スペインの事例は、「女性と総力戦」をめぐる問題意識を共有している。女性と総力戦の関係をめぐっては、日本における「女性＝戦争の被害者」史観への批判から、銃後を支えた加害者としての女性、女性の戦争協力の実態と翼賛の論理の解明へと研究が進んだ時期に、スペインでも「女性＝独裁と抑圧の犠牲者」史観からの転換があり、その後フランコ独裁体制を支えた女性についての研究が進められたという経緯がある。また、戦前・戦中・戦後の連続性／断絶という観点からは、日本で戦前に展開された女性運動の女性（母性）主義派と女権主義派のいずれもが戦争協力をするに至った点、戦中から戦後にかけて総力戦体制の構築によって近代社会から現代社会への転換が行われたのかという点が議論されている。これはスペインで第2共和制期に創設されたファシストやカトリック組織の女性部が、その後の内戦でどのようにフランコ陣営を支える銃後の活動を担ったのか、また内戦中に銃後を担った女性組織が、戦時体制の延長としてのフランコ体制の形成をどのように支えていったのかという論点と関連している⁽³⁾。

以上の問題意識を踏まえつつ、本稿ではファランヘ女性部の示した女性像とそのテーマや論理がどのようなものだったのかを検討する。しかしその前に前提として、女性部の女性像に関する先行研究の整理とスペイン社会の歴史的背景の説明をする。その後、女性部全国総会（Consejo Nacional de la Sección Femenina）における全国指導者ピラルの演説を分析する。

2. ファランヘ女性部の女性像をめぐる先行研究

ファランヘ女性部が掲げた女性像は、女性部についての研究が始まった頃のメインテーマだったこともあり、先行研究である程度明らかにされている⁽⁴⁾。ここではそれらの先行研究を整理し、本稿で扱う女性部全国総会の演説で提示された女性像を研究史に位置づける。

女性部の研究は1990年頃に本格化したのが、当初その主な研究対象は女性像だった。この時期の研究は、それまでフランコ体制研究や女性史研究で部分的にしか言及されてこなかった女性部に正面から取り組んで分析することで、フランコ体制下で広められた女性像の基本的な要素を明ら

かにした。例えばサンチェス・ロペスは、家庭における良き妻・良き母としての理想の女性像を構成する「受け身 (pasividad)、献身 (entrega)、従順 (sumisión)」などの要素を明らかにした。そして女性部が「効率的 (eficiente)、勇敢 (valiente)、実践的 (práctico)」という「男性的 masculino」とされた要素も掲げることで「近代的な旧い女性 (modernas mujeres antiguas)」という矛盾した女性像を提示したことを指摘した⁽⁵⁾。アマドール・カレテロは、女性部出版のパンフレットを対象に女性像の要素をキーワードとして抽出・分析し、肯定される要素「秩序 (orden)、自己犠牲 (abnegación)、従順 (sumisión) 等」と否定される要素「無秩序 (anarquía)、フェミニズム (feminismo) 等」が存在すること、それらの諸要素が組み合わさることで女性部のイデオロギーを形成していることを指摘した⁽⁶⁾。バラチーナは、第1回から第6回の女性部全国総会を対象に演説者37人分の演説をまとめて分析し、同総会が女性部の県・地域指導者たちに女性部の事業内容と行動規範を示し、一般のスペイン人女性にも行動規範を示す場だったと位置づけた⁽⁷⁾。

しかしながらこの時期の研究は、背景となる女性部の具体的な活動について実証研究がほとんど進んでいなかったこともあり、女性像を実際の女性部の動きと関連付けて論じていなかった。また1940年代の女性像を研究対象とすることが多かったにもかかわらず、70年代にフランコ体制が終わるまでの間に女性部の女性像が変化した可能性を考慮していなかった。つまりフランコ体制期に女性部が提示した女性像について、社会・時代状況による変化を想定せず、固定的なものとして捉えていた。

女性部支部の具体的な活動について実証研究が進んだ90年代の終わり頃になると、女性像についても具体的な歴史的背景と関連付けて論じたり、社会・時代状況による変化を考慮して論じる研究が登場した。例えばゴメス・モルシージョは、フランコ体制期の女性像が「ナショナル・カトリシズム (nacionalcatolicismo)」を基盤としていたことを認めつつ、スペイン社会の経済発展とともに労働や消費活動をする消費者としての要素も取り入れていったことを指摘した⁽⁸⁾。またオフエールは女性部の女性像について、従順な妻・母としての役割を称賛する伝統的で保守的な要素のみならず、女性の主体性を認める「進歩的 (progressive)」で近代的な要素も緊張関係を伴いつつ併存していたことを指摘した。そしてその近代的な要素が、従来考えられていたように後の60年代になってから現れたのではなく、フランコ体制が始まったばかりの40年代から存在したこと、60年代の第2波フェミニズム運動が女性部に影響を与えていたことを指摘した⁽⁹⁾。

だが一方これらの研究は、女性像を提示する場や主体によってその内容に微妙な差異やズレが存在する可能性や、同時代に論者ごとに複数の女性像が競合しながら存在していた可能性について考慮していない。そこで本稿では歴史的背景を意識しながら女性像を提示する場と主体を限定し、1940年代初頭の女性部全国総会におけるピラルの演説に対象を絞って考察する。そして演説の内容・テーマについて何が語られているのか、そこにはどのような論理が内在するのか、背景に何があるのかについて丁寧に見ていきたい。

前述の通り、1940年代初頭はファランヘがフランコ体制内で比較的影響力を持っていた時期だった。そしてその女性部はフランコ体制唯一の公認女性組織だった。ファランヘの創設者ホ

セ・アントニオの妹ピラールは、女性部の全国指導者として最初から最後まで強力な指導力を持っていた。そのピラールの演説を分析することで、フランコ体制の国家がどのような女性像を示したのかを明らかにすることができる。

それでは女性部の指導者ピラールが提示した女性像には、どのような歴史的背景があるのだろうか。ここでは次に、フランコ体制期に至るまでのスペイン社会の状況と、そこで登場した女性像について見ていくことにする。

3. スペイン社会における女性像とその背景

ファランヘ女性部の女性像は、どのような歴史的背景を持つのか。ここでは女性部を含むファシズム組織ファランヘの成立からフランコ体制下での公認政治組織化の過程と、スペイン社会における女性をめぐる社会状況とそこから生まれた女性像を概観する。良き妻や良き母であることだけを理想とする伝統的なカトリックの女性像に対し、1920年代以降、一部の大都市において女性の社会進出が進み、主体的に生きる「新しい女性」像が登場する。その流れは30年代の政治参加や内戦で銛後を支えたことによって一層強まる。他方、内戦後に成立したフランコ体制は伝統的な女性像への回帰を訴える保守的な価値観を打ち出した。女性部は伝統的な価値観を掲げつつ、女性を政治化・組織化して公的領域で活動するという矛盾をどのように引き受けていったのだろうか。

3-1. 第2共和制期以前

20世紀に入ってから1931年に第2共和制が成立するまでの期間は、主に立憲君主制とプリモ・デ・リベラ将軍の独裁の2つの時期に分けられる。

1875年以降、スペインではアルフォンソ12世の下で立憲君主制がとられていた。保守党と自由党の二大政党制によって体制は政治的安定を維持し、一定程度の表現の自由の保障、政党活動の自由化、25歳以上の男子普通選挙が実現した。とはいえ、この時期にスペインで民衆の意志を反映する政治システムが整備されたとは言えない。またこの時期のスペインの政治は、中央における寡頭制と地方におけるボス支配（カシキスモ）を特徴としていた。大土地所有者と貴族層は保守党と結びつき、ブルジョワ層は自由党と結びつくことで政策に影響力を持った。また都市部以外の地域社会では、カシーケと呼ばれる地元の有力者が地域社会に影響を及ぼして選挙結果を操作していた。

1902年にアルフォンソ13世が成人して親政を開始する頃になると二大政党制は行き詰まり、立憲君主制も動揺し始めた。例えば、09年にカタルーニャで起こった民衆暴動が弾圧された「悲劇の一週間」や軍部が待遇改善を要求して防衛評議会を作り、労働者がストライキを決行した17年の危機などが起きたのである。体制の安定化と事態の収拾のために選挙が実施されたが、二大政党のどちらも過半数の得票を得ることはできず、政治的混乱は継続した。

1923年9月、プリモ・デ・リベラ将軍がクーデタを起こし、国王もそれを支持したことで独裁

体制が成立した。このプリモ独裁期にスペインは大衆化社会を迎え、社会の近代化が進んだ。例えば、地下鉄や道路など都市のインフラが整備され、映画やサッカーをはじめとする娯楽や消費文化が登場し、ラジオ放送が全国に広がった⁽¹⁰⁾。

それでは立憲君主制とプリモ独裁体制下における女性をめぐる状況は、どのようなものだったのだろうか。1931年に第2共和制が成立するまで、スペイン人女性の法的地位は一貫して男性よりも低かった。例えば法律面では、1889年制定の民法57条が「夫は妻を保護しなければならず、妻は夫に服従しなければならない」と規定していた。また他にも、妻が仕事をするには夫の許可が必要であること、妻の収入は夫の管理下に置くこと、妻が不倫をした場合は懲役に処されるが、夫が不倫をしても他に家庭を作るかスキャンダルにならない限り問題視されないことが法律で定められていた⁽¹¹⁾。

経済面に関しては、19世紀後半から20世紀初めにかけて都市部で工業化が進んだことにより、繊維産業などの工場で働く女性が増加した。また第3次産業のサービス部門では、メイドとして働く女性が多かった。多くの女性たちは職業訓練を受ける機会を持たなかったので、非熟練労働者として低賃金で雇用されるのが一般的であった。1920年代になると、中産階級出身の一部の女性が一定程度の教育や職業訓練を受ける機会を得て、都市部で公務員や専門職、新しいサービス業に従事し始めた。彼女たちは地下鉄の改札係員、タイピスト、電話交換手、デパート店員、公務員、教師などの職業に就き、日常生活では化粧や喫煙、スポーツやダンス、流行の短い髪型やファッションを楽しむことで都市の消費文化を積極的に享受した。彼女たちは「モダンガール」と呼ばれ、「新しい女性像」の象徴となった⁽¹²⁾。

では当時のスペイン人女性たちはどの程度教育を受ける機会を持っていたのか。統計によれば女性の非識字率は1860年に86%、1900年に71%（男性は55.57%）、1930年に47.5%（男性は36.9%）、1936年に39.4%（男性は24.8%）であった⁽¹³⁾。また1900年に初等教育を受けた女性は約196万人、中等教育を受けた女性は5,557人、高等教育を受けた女性は1人だったが、1930年には各々約229万人、37,642人、1,724人へ増加した⁽¹⁴⁾。このように中等課程以上の教育を受けられる女性の数はかなり少なかった。女性に対する教育はより良い妻と母になるためのものとされ、そこでは慎み深く夫に従順なカトリックの伝統的女性像が求められていた。19世紀後半から20世紀初頭にかけてのスペインでは、社会全体として見た場合、家庭で家族の世話をする「完璧な主婦（perfecta casada）」、「家庭の天使（angeles del hogar）」という女性像が支配的だった⁽¹⁵⁾。これに対し、1920年代のスペインにおけるモダンガールの登場は、都市部に限定されていたとはいえ、従来のカトリックの伝統的女性像とは異なる主体的に生き、公的領域で労働し、化粧をしてタバコを吸うなど消費活動を行う女性像を初めて提示したという点で新しい現象であった。そして続く第2共和制期には、この「新しい女性像」はさらに強まっていった。

3-2. 第2共和制期

1930年1月、反体制派の拡大と軍部の不信任によりプリモ・デ・リベラが辞職し、翌31年4月

の市町村議会選挙で共和派が勝利すると、スペインは共和制へ移行した。第2共和制成立後、最初の2年間に社会労働党と共和派左派主導でさまざまな社会改革が推進された。この時期実施された諸改革に関し、共和主義者、社会主義者、共産主義者、アナーキストはこれを支持し、大土地所有者、カトリック勢力、王党派、一部の軍人、ファシストといった保守派や右派は不満を表明した。後者は選挙連合を組んで33年の選挙で政権を取り、改革を徐々に中断・後退させた。また後者の中にはそもそも共和国に反対する勢力が多かったため、後の内戦期やフランコ体制期にはそれらの勢力がフランコ体制の支持層を形成することとなる。

それでは第2共和制期に実施された諸改革と、その中で女性に関するものを見ていこう。改革の内容としては軍隊の制度改革、地方自治の承認、農地改革（大土地所有の解体）、教育改革（教育の世俗化と男女共学化）、労働者の諸権利の承認、女性の法的地位向上などが挙げられる。女性の法的地位向上に関しては、第2共和制期に初めて実現したものが多かった。女性参政権、女性の被選挙権獲得と女性議員の誕生、職業における男女平等、婚姻における男女平等、離婚の容認、女性が自分の財産を管理する権利、寡婦が再婚した場合に前夫との子どもに対する親権を失わないこと等の諸権利が初めて認められた⁽¹⁶⁾。ただし女性参政権の実現は、スペイン・フェミニズムの運動や女性の社会的地位向上の結果として得られたものではなかった。憲法制定議会で女性参政権付与についての討議がなされた時、男女平等の原理を支持する左派の一部と教会や司祭の女性に対する大きな影響力を見込んだ右派は賛成を表明し、右派の勢力拡大を恐れたその他の左派は反対した⁽¹⁷⁾。

第2共和制期における女性の政治参加は、20年代から続く社会進出と相まって女性の政治化・組織化を推進した。男女平等を掲げる社会主義者やアナーキストの組織だけでなく、カトリックや保守派も女性組織を結成して女性の政治的動員を図り始めた。例えば「宗教、祖国、家族、財産、秩序、労働」をスローガンとするカトリック系の政治組織アクション・ポプラーは1931年に女性協会を設立し、33年に結成された王党派の政治組織であるスペイン刷新党も選挙の際の女性動員のために女性協会を設立した。ファランヘ女性部もこの政治状況の中で34年に創設されたのである⁽¹⁸⁾。

スペイン・ファシズムの組織であるファランヘ・エスパニョーラ（以下ファランヘ）は、1933年10月29日にマドリードで結成された。指導者は、1923年から30年にかけて独裁体制を敷いたプリモ・デ・リベラ将軍の息子であるホセ・アントニオ・プリモ・デ・リベラであった。メンバー数は第2共和制期には数千人であったが、内戦中にフランコ側地域で急増し、内戦終了時には65万人、1942年には932,000人になっていた⁽¹⁹⁾。第2共和制期における主な活動は、機関紙の発行、政治デモ、社会主義者などを相手にした街頭闘争であった。またホセ・アントニオは1933年から36年にかけて国会議員として活動した。34年6月には男性メンバーの仕事を補助するために女性部が誕生した。ホセ・アントニオの妹で発起人であるピラル・プリモ・デ・リベラは全国指導者を務め、後に幹部となる創設時のメンバー7人はピラルの友人たちであった。女性部のメンバー数もまた内戦中に急増し、第2共和制期の終わり頃には2,000人だったのが、内戦の終了時には

58万人になった⁽²⁰⁾。第2共和制期の女性部の活動は街頭での資金集め、組織内の連絡係、制服の青シャツや党旗の製造・刺繍、共和国政府に逮捕されたファランへの活動家の家族の世話などであった。

第2共和制期に参政権をはじめとする法的権利が獲得されたことで、女性は政治の領域に進出した。女性は投票をしただけでなく、3人の女性議員が国会で活躍した。働く女性像は20年代以降の女性の職場進出によって既に登場していたが、政治参加する女性像が新しくそこに加わった。しかしながら、その新しい女性像はスペイン社会全体に歓迎されたわけではなかった。女性は良き妻・良き母として家庭にいるべきだという考え方は、いまだ保守派を中心に根強く残っていた。保守派やファシストは、女性が妻や母として家庭にとどまるべきだという理想の女性像を掲げつつも、現実には女性組織を作って女性を政治的に動員していた。そしてファランへ女性部が掲げた女性像も、同じ矛盾を抱えていた。

3-3. 内戦期とフランコ体制期

1936年2月に総選挙がおこなわれ、共和派左派、社会労働党、共産党などから成る人民戦線が勝利した。この選挙の結果、33年以降右派政権の成立によって中断・後退していた諸改革が再開されることが予想されたが、保守派にとってそれは受け入れがたいことだった。また36年に入ってから、左右両派の急進的な活動家の間で暴力事件が多発しており、治安が悪化していた。保守派は共和国に不満を持つ軍人と結びついてクーデタを計画していく。

1936年7月にフランコら軍人がクーデタを起こし、スペイン内戦が始まった。クーデタはスペイン各地に広がるが、成功した地域と失敗した地域が短期間のうちに分断された。クーデタが成功したフランコ側地域では、内戦中からフランコを頂点とする内閣が成立する。フランコは憲法にあたる労働憲章を制定し、ファランヘを中心とする単一政党の結成⁽²¹⁾と国家方針としてのナショナル・カトリシズムの採用、省庁や行政組織の整備と歩を進めた。フランコが第2共和制期におこなわれた諸改革を否定し、女性の諸権利も停止したのは言うまでもない。39年3月末にフランコ派は共和国政府の拠点バルセロナを陥落させ、内戦を終結させた。こうしてスペイン全土を制圧した。

フランコ体制はさまざまな支持母体を持っていた。体制内では、軍部、カトリック教会、大土地所有者、王党派、ファランヘ等が主導権をめぐって競合していた。フランコの義弟であったセラーノ・スニエルが内相、続いてファランヘの政治評議会議長と外相のポストにある間、ファランヘは体制内で影響力を持っていた。枢軸国に有利な戦況も親ファシストのセラーノに有利に作用した。しかしカトリック勢力と軍部はファシズム化も第2次世界大戦への参戦も望んでおらず、1942年8月のファランヘとカルリスタの乱闘事件の際にファランヘ党員の投げた手榴弾がバレラ將軍の近くで爆発するという事件が起きたのを機に、セラーノ・スニエルの責任を追及して9月に辞職へと追い込んだ。11月には連合軍が北アフリカに上陸し、ファランヘは徐々に体制内での影響力を失うことになる。その後大戦が終わる45年までに、徐々にカトリック勢力が体制内

の主流になっていった⁽²²⁾。

では内戦開始以降にファランヘとその女性部はどのような活動をおこなっていたのか。内戦中のフランコ側地域では、ファランヘの民兵が軍の指揮下に入って戦闘に参加した。また内戦中にファランヘは量的にも質的にも変化した。まず量的な変化だが、内戦中にファランヘのメンバーが急増した。その背景には、フランコ側地域で弾圧や粛清を恐れた人々が加入することで身の安全を守ろうとしたことと、1937年4月の政党統合令によって他の政治組織が解散させられ、メンバーがそのままファランヘに移籍したことがあった。新しく大量に加入したメンバーのうち多くは、ファランヘの教義を理解しておらず、古参のメンバーとしばしば対立した。次に質的な変化だが、内戦発生後まもなくホセ・アントニオをはじめとする主要な幹部が共和国側地域で逮捕・処刑されてしまったため、組織はいくつかの派閥に分裂した。このことはフランコによる組織の乗っ取りを容易にした。政党統合令によって、ファランヘはフランコ側地域で唯一の公認政治組織とされ、フランコを最高指導者とし、徐々に体制の行政機構の一部になっていった。元々ファシストではなかったフランコが頂点に立った上、他の政治勢力と合同させられたことでファランヘの性質はその後徐々に漠然とした保守的なものへと変化していった。内戦が終わるとファランヘは体制の一部として、出版と宣伝の事業や労働者・青年・女性の組織化を担った⁽²³⁾。

女性部は内戦中にフランコ側地域で軍服の洗濯、傷病兵の看護、軍司令部の秘書、軍への募金活動などの銃後の任務を担った。内戦中の1937年10月には、17歳から35歳の全ての独身女性を対象にした社会奉仕（Servicio Social）活動の制度が制定され、その運営を委託された。その後39年12月に社会奉仕活動は全面的に女性部の管轄下に入った。内戦が終わると、女性部は女子教育と社会福祉事業を担うことで、スペイン社会の再建という課題に直面したフランコ体制を支えた。フランコ体制期に女性部は、看護婦と教師の養成、女子体育事業、女性の識字率向上のための巡回教室、乳幼児死亡率低下のための母親講座とワクチン接種、ダンスとコーラスの団体設立による伝統文化保存などの活動をおこなった。これらの活動の成果は、年に1回開催される女性部全国総会の場で報告された。そこでは全国指導者ピラルが、全国総会に出席するためにスペイン中から集まった各県の指導者に対して、女性部の方向性や女性部のメンバーのあるべき姿について演説をおこなった⁽²⁴⁾。

内戦期におけるスペイン人女性像は、共和国地域とフランコ側地域で大きく異なっていた。共和国地域では、反ファシズムの信奉者としての母親が称賛され、男女平等が目指された。しかしつなぎ姿で前線へ出かける女性民兵に関しては、売春目的であるという中傷がフランコ陣営によってなされたので、否定的に捉えられることが多かった。フランコ側地域では、ファランヘ女性部が、良き妻・良き母として家庭にいても、前線で戦う男性を助けるために公的な場で銃後の活動をする女性像を提示した。そして本来の場は家庭だけでも公的な場で活動する女性像は、内戦後のフランコ体制期にも受け継がれた⁽²⁵⁾。

以上のように、家庭以外の公的領域で活動する女性像は、1920年代の都市部における女性の社会進出を契機に、第2共和制期の女性の政治参加、内戦期の銃後の活動という社会状況を背景に

して発展した。ファランヘ女性部が一方で良き妻・良き母として家庭にいる女性を理想としつつ、他方で「女性らしい仕事」とされる女子教育や社会福祉事業を公的領域で展開したことは、このような社会の変化に対応したものとして位置づけられる。

ではファランヘ女性部は具体的にどのような理想の女性像を掲げていたのか。ここでは全国総会におけるピラルルの演説を対象に、どのような言葉遣いで何が語られたのか、女性像に関わる部分を中心に見ていく。

4. 女性部全国総会 (Consejo Nacional) におけるピラルルの演説 (1940-42年)

ファランヘ女性部の全国指導者ピラルルは、全国総会でどのような内容の演説をおこなったのであろうか。女性部はフランコ体制下で体制の女性政策やその方針を受けて活動する組織であった。そして年に一度開催される女性部の全国総会は、女性部の県・地域指導者たちに女性部のこれまでの活動の成果と今後の方針を示す場であった。ピラルルは全国指導者として毎回この場で演説を行った。

ここでは1940年から42年までのピラルルの演説内容を検討する。史料としては「ピラルル・プリモ・デ・リベラ、演説・回状・著作 (Piar Primo de Rivera, Discursos Circulares Escritos)」を使用する⁽²⁶⁾。分析にあたっては、先行研究で言及された伝統的な女性像と近代的な女性像の併存を確認しつつ、さらに先行研究で言及されなかった両要素の併存の論理や演説内容のテーマと歴史的背景を検討する。そうすることでフランコ体制下の女性像の要素、女性の国民化の論理と独裁体制における国家と女性の関係性の一端を明らかにしたい。

演説の分析にあたっては、1940年から順番に何がどのように語られているのか内容のテーマとその流れを辿りながら読み進める。41年と42年については40年のテーマとの共通性と差異に注目しつつ、論点となるテーマを拾っていく。

4-1. 1940年の演説

この年の演説は、内戦に勝利しスペインが再び統一 (Unidad) を取り戻したことについて、神の恩恵と総統の軍事的才能へ感謝する言葉から始まった。最初のテーマは女性部の県支部の指導者が祖国に対して負うべき責任についてで、ピラルルはホセ・アントニオの言葉を引用しながら、県指導者には民衆を導くという使命があることを次の通り述べた。ピラルル曰く、この使命は愉快なものではなく、熱意と精神 (espíritu) が必要である。そしてそれに加え、自分たちの世代に課された仕事を進めるには、十分な理解力 (buen entendimiento)、健全なモラル (sana moral)、どんな犠牲 (sacrificio) や不快 (incomodidad) も厭わないこと、決然とした資質 (vocación decidida) を身につけていることが必要である。内戦が終わった今、模範的な献身 (ejemplar abnegación) を見せた女性部が取り組むべき喫緊の奉仕は、女性の総合的な教育という事業であり、それは母としての女子教育である。ピラルルは、フランコが「母親たちの教育を通じて子どもたちの命を救う」というスローガンを女性部に与えたと述べ、女性部の方針が公的に認められ

ていることを強調した。

女子教育の意義については、次のような論理が示された。女性にとっての活躍の場は家族 (familia) の日常生活にある。私たち女性に求められているのは土地を征服したり、国際問題を解決することではなく、簡単だが祖国にとって基本的な仕事、乳幼児の死亡を減らすといったことである。子どもたちは成長した後に、私たちの革命 (revolución) の仕事をし、祖国の統一 (Unidad) を守るのに銃を取るかもしれない。そのためにはまず女性部が一般のスペイン人女性に対する教育をおこなうことで女性の家事・育児能力を高め、その結果、乳幼児死亡率を低下させることによってスペインの人口を増やす。この教育事業によって多くの女性が知識を身につけ、1年後に乳幼児死亡率が下がれば、女性部の仕事は内戦と共に終わったと嘲笑った人々の愚かさを非難できる。ピラールはこのように述べることで、内戦後の女性部の進むべき方向性を行うべき事業を明確に打ち出し、女性部の存在意義を強調した。

女性部の教育内容については、それ以前とは異なる新しさが強調された。ピラールによれば、スペインの女性たちは教育を受けていないか、受けたとしても間違った教育しかを受けていなかった。つまり、下層階級の女性は料理や裁縫といった基本的な家事をこなせるものの、知識がなく子どもを死なせてしまう。それは本人たちのせいではなく、女性に選挙権を与えたり、外見をほめてちやほやする (piropos) といった古く時代遅れのシステム (los caducos sistemas antiguos) が彼女たちを教育してこなかったせいである。一方、上流階級の女性は芸術や外国語の知識はあっても料理やアイロンのかけ方といった細かい家事ができない。そのことが男性たちを家庭から遠ざけている。このような現状であるから、女性を教育するという私たちの仕事は大きな責任を伴っている。ピラールにとっては、女子教育は単に識字率の向上や女性の知識の増大ではなく、ファランへの示す女性像を目指したものでなければならなかった。

演説の最期では、ピラールは「同志 (camaradas)」である指導者たちに身に付けるべきモラルを説いた。自分たち女性部の指導する革命 (Revolución) のために苦労 (trabajos) と犠牲 (sacrificio) が求められ、結婚だけがこの義務を免除する。指導者の責務は自分の私生活などを犠牲 (sacrificio) にすることにある。ホセ・アントニオが葬送されるのを見た私たちは、ファランへに託された責務を放棄することはできない。総統が毎年私たちの事業に信頼を寄せてくれることで、私たちは総統についていく。「祖国・パン・正義 (la Patria, el Pan y la Justicia)」を実現させるまで私たちに休みはない。

ピラールは、この年の演説で総統フランコへの忠誠、ホセ・アントニオの指導方針の維持、内戦後の女性部の新たな事業としての女子教育を通じた祖国スペインの発展への奉仕、そのために女性部の指導者は厳しいモラルの下で生活すべきことを述べた。

4-2. 1941年の演説

41年の演説は、総会が開催されたバルセロナを中心とするカタルーニャ地方について述べることから始まっている。ピラールは再びホセ・アントニオの言葉を引用し、カタルーニャの分離主

義はカタルーニャが詩的・感情的な街であることに起因するので、「スペインの新しい詩 (nueva poesía Española)」がカタルーニャの魂に働きかけることで詩的な分離主義運動が収まると述べた。

続いて「ファランヘを地上で最も輝かしい『運動』にするという理念型 (tipo ideal) を成し遂げるため」に「規範の一つ一つを具体化するべき時が今や来た」と述べ、女性部の指導者がおこなうべきことを次のように挙げた。まず、女性部の指導者は母親に対する教育をおこなうべきであり、そのためには「教義の完全な普及」と自分の担当地域にある「街の調査」が必要である。また、指導者は食べ物がない時に真っ先に自分の分を他人に譲るようなファランヘの優れた徳を模範として示すと同時に、同志たちには「犠牲 (sacrificio) というモラル」と「指導部への絶対的信頼」を抱かせなければならない。県指導者は地域指導者や教師たちが働く現場へと赴き、直接指導するべきである。この一年間に地域指導者のための講座を設置した。ここでピラールは各県・地域の指導者が各自の担当地域の実情を自分で直接現場に出向いて把握するよう求めている。

演説の後半でピラールは、ファランヘの公式イデオロギーとされた「国民サンディカリズム (nacional sindicalismo)」について述べている。それによれば、「天命 (vocación) を見つけた自分たちは「あらゆる手段を用いて祖国の最後の一家にに至るまでそれを広めなければならない」のであった。そして国民サンディカリストであるためには、ファランヘとしての「在り方 (modo de ser)」を持たねばならず、魂 (alma)、愛 (amor)、星々 (estrellas)、帝国 (Imperio) といった言葉を基に同志たちに教義を語らねばならない。とはいえ、「かつての議会の女性たちのように」雄弁になってもいけない。反対に、「神が大部分の女性たちから言葉の才能を取り上げたことに感謝すべきである。もし与えられていれば、女性たちはそれを見せびらかす虚栄に陥るだろう」。ピラールは女性たちに、国民サンディカリズムというファランヘの政治思想を理解し、普及させることを求める一方で、女性が政治にかかわること、女性が言葉でファランヘの思想を広めることに対しては否定的であった。

また、個人としての女性を持つべきモラルは、組織としての女性部が実践すべき方針へと延長された。つまり、「女性部は指導者に対して絶対的な服従 (obediencia) と従属 (subordinación) の態度を取らなければならない」のであり、「人生において女性が男性に対して従順 (sumisión) を役割として持つように、女性部もまたファランヘ本体と一致しない点を抱えてはならず」、「モラルの支えとなるべき」とされた。

この年の演説では、女性部の指導者が身に付けるべきモラルが強調され、それが国民サンディカリズムに基づくとされている。一方で具体的な事業については前年に続き一般女性への教育が語られるが、そのためにはまず各県の指導者が地域の指導者を教育・統制する必要がある状況にあったことが内容からうかがえる。また、女性部がファランヘの本体の組織と軋轢を起こさないようにと呼びかけている点も興味深い。

4-3. 1942年の演説

42年の演説では、全体を通してモラルに関する言及が増えている。初めの部分では、「新文明

を目指す昨今、スペインというカトリックで普遍的な存在は欠かせない」けれども、その「スペインの運命」に対して私たちは「奉仕する（servir）責任をより一層深く感じなければならない」ので、そのためには「準備と指導者による絶対的な統制」が必要であり、「女性部の指導者がまず率先してそれを実践すべきである」と述べている。そしてホセ・アントニオの言葉を引用し、女性部が徐々に定着しつつあるのは（この演説の聴き手である）県指導者が「従順（sumisión）、奉仕（servicio）、仕事への献身的な寄与（ofrenda abnegada）」を実践してきたからだと称賛した。また、女性部の仕事をするには落胆に耐える忍耐力と少しの中傷も受けたくないようなふるまいが求められるが、女性部の指導者には「神と祖国に奉仕することができる内面の喜び」があり、模範となることで「言葉というものに対して鈍い」女性たちにより良い教育ができるとした。

続いてピラールは本題に入り、この全国総会を県指導者が「ファランヘとしての在り方（modo de ser）」を身に付ける機会として欲しいと述べた。そしてその内実について、以下の論理が説明された。まず、このモラル「ファランヘのスタイル（el estilo de la Falange）」を身につけることで、女性部の指導者は直面する課題を解決できるようになり、永遠のファランヘ主義者になれる。それは「朝から晩まで、制服を着ているときも着ていない時も、奉仕活動に従事しているときもプライベートの時間も」ファランヘ主義者であるということである。これは、ファランヘ主義者であると同時にカトリックであることが不可分であることと同じで、肉体と精神、カトリックであると同時にスペイン人であることのようなものである。もし女性部の同志たちがそのようになれば、内戦後のモラル崩壊を食い止めることができるし、「純粋なモラルを保つ国民だけが偉大なのである」。カトリック・ファランヘ主義者のモラルとは、「ファランヘのスタイル」であり、正直さ（veracidad）、喜び（alegría）、節度（sobriedad）、誇り（orgullo）である。

続いてそれらのモラルについて、もう少し詳しい説明がされた。まず正直さ（veracidad）については、表面的に体裁の良いことばかり言う者よりも正直に欠点を言う者の方が信頼できる。節度（sobriedad）についてはファランヘのおかげで身につくもので、決心する時の落ち着きや冷静さはファランヘの女性の特徴である。喜び（alegría）は「嫉妬、スペイン的で卑しい悪徳を追い払い」、「信仰と楽観主義」をもたらし、「共生（convivencia）と家族生活を心地よいものにする」。誇り（orgullo）は、私たちが「スペインの普遍的な事業を支える一部であること」、「私たちの祖国が世界の中で成し遂げるべき使命を持っていること」である。新大陸を征服して文明化したコルテスやピサロに随行したスペイン人と同じであるという誇りを持つように、県指導者は部下の地域指導者やメンバーに「スペインの世界的事業」を成し遂げるために彼女らの努力と働きが不可欠であると伝えねばならない。

これら4つの概念に加えて、さらに奉仕（sevicio）の概念が説明された。「ファランヘにおいては、奉仕することは名誉であり、奉仕は服従（obediencia）と規律（disciplina）のみから成る」、「ファランヘの完全な奉仕」は「指導者の命令を迅速に守ること」にある。女性部は「積極的で集中的だが一時的なものから受動的だが永続的なもの」へと転換し、新しい段階へ入る。90%の女性部メンバーが結婚するが、彼女たちには子どもがファランヘの下部組織である青年戦線

(Frente de Juventudes) に入るまでファランヘについて教える義務がある。また、ファランヘ主義者ではない夫と結婚し、「夫を不愉快にさせるような対等の立場」に立つことによってではなく、「やさしく心地良い家庭生活によって」夫をファランヘにひきつける義務もある。他にも、家計を国民経済にあわせることで祖国に奉仕できる。指導者たちは、既婚者のメンバーが孤立して女性部から離れないように出版物によって活動への参加を呼び掛けたり、手伝いを求めなければならない。

演説の最後では、ホセ・アントニオの言葉を読む習慣をつけることでファランヘの教義から外れないようにすべきこと、総統が女性部に期待していることに対して奉仕を以って応えるべきことが述べられた。そして1937年の第1回全国総会から第6回のこの総会までの毎年の活動成果を確認し、「同志たちよ、フランコのために。スペイン万歳」と述べて演説を終えた。

この年の演説では、それ以前と比べてモラルに関する言及が多い。それらのモラルの構成要素も、抽象的なキーワードを多用して詳しく説明されている。女性部指導者の女性たちには自己規律に基づいてファランヘの思想を内面化し、全生活においてそれを実践することが求められた。また、結婚したメンバーが各家庭でも女性部のモラルに適った生活をすべきことが新たに示されている。そして各家庭では女性は主体的に祖国への奉仕 (servicio) を実践し、子どもにファランヘの教育をする一方で、夫に対しては控えめな態度で接して家庭生活を心地よいものにすることでファランヘへとひきつけるという、女性自身の主体性と男性への従順さのモラルが矛盾なく結びついた振る舞いが求められている。

4-4. 演説内容のテーマと特徴

女性部全国総会でピラールがおこなった以上の演説内容から、どのようなことが分かるだろうか。ここでは提示された女性像と演説内容のテーマと論理、そして歴史的背景について見ていく。

まず女性像については、女性部の指導者が身につけるべきモラルとしていくつかの要素が挙げられた。具体的には、犠牲 (sacrificio) や不快 (incomodidad) を厭わないこと、決然とした資質 (vocación decidida) や従順 (sumisión)、服従 (obediencia)、正直さ (veracidad)、誇り (orgullo) といったものが挙げられる。そして犠牲や不快を厭わない姿勢や決然とした資質は女性部が取り組む事業、従順や服従は指導者への態度、正直さや誇りはファランヘ主義者としての基本的な心構えに結び付けられている。これらのモラルについては県指導者が模範となって率先して身に付け、地域指導者や一般メンバーの女性たちへ広めていくことが求められている。

先行研究で指摘された女性像をめぐる2つの要素も、この演説の中で確認できる。つまり、家庭で妻・母としての役割を果たし夫に従順であるというカトリックの伝統的女性像と並んで、主体的にファランヘの教義を理解し、公的な場で活動するという近代的な女性像が求められている。この2つの要素の併存は、1920年代以降のスペイン社会に存在した新しい女性像の流れが女性部の中でも続いたことを意味している。また、女性部の女性像が同時代のドイツやイタリアのファシズムの女性像と非常に近かったことも意味している。では一見矛盾するようにも見えるこ

れら2つの女性像は、どのような論理で併存していたのだろうか。

本稿で新たに明らかになったのは、ピラールの演説の中では伝統的女性像と近代的女性像が特定の論理によって矛盾なく存在していたことである。これは前述の先行研究で指摘された2つの要素の単なる併存や、オフエールの指摘した緊張関係を伴う併存とは異なる側面である。例えばピラールは、女性が教育を通じて主体的に知識を身に付けることについて、将来的な祖国の発展につながるとして積極的に評価していた。ピラールから見れば、第2共和制期に教育を受けた女性は階級を問わず「正しい教育」を受けていないので、妻や母として家事・育児の知識を身に付けるべきであった。そこで女性部が教育活動をおこなって女性に知識を身に付けさせ、その結果として乳幼児死亡率が下がれば、スペインの人口が増大する。それは将来的に祖国スペインの発展に寄与することになる。スペインは「世界の中で成し遂げるべき使命を持っている」数少ない国の一つであり、女性部の活動はその「スペインの普遍的な事業」の一端を担っているのであった。

またピラールは女性が政治にかかわることを否定しながら、ファランへの教義である国民サンディカリズムを理解し、日々実践するように女性たちに呼びかけている。ただし、演説の内容を見るとその内実は抽象的なモラルに終始している。ピラールによれば、国民サンディカリストであることは、ファランへとしての在り方 (modo de ser) やファランへのスタイル (estilo de Falange) に則って生きることであり、正直さ (veracidad)、喜び (alegría)、節度 (sobriedad)、誇り (orgullo) といったモラルを身に付けることであった。

また、それらのモラルを身に付けた女性部の女性は結婚した後も、夫と子どもにファランへの教義を伝えて教化し、家計を国民経済に合わせることで祖国に奉仕 (servicio) するべきだとされた。ただしこの家庭での女性による教化については、「女性らしさ」を損なわない方法が求められた。ピラールによれば女性は男性に従うべき存在であり、言語に関する能力も劣るので、正面から女性が男性を教化することはふさわしくないふるまいである。女性が男性に対し対等な立場で教化すると男性を不快にさせるので、「やさしく心地よい家庭生活」によって夫をファランへにひきつけるべきだとされた。こうした論理によって、「女性が男性に従う」というモラルと「女性が男性を教化する」という行為が両立可能とされた。女性にはファランへの教義を頭では理解しつつも、それを言語でなく行為で表すことが求められた。

ピラールは、以上のような論理の立て方によって、受動的な「男性に服従する従順な女性」と能動的な「主体的に学習し、ファランへのモラルを身に付けてその生き方を実践する女性」という二つの要素が調和した女性像を提示し、フランコ体制による女性の国民化への回路を開いていったのである。

最後に演説内容のテーマと歴史的背景について見よう。演説には女性部が実際におこなう事業や置かれていた状況を反映したと思われる箇所がある。例えば1940年の演説では女子教育についての言及が多い。これは先行研究で指摘されているように、内戦の終結によって戦争の後方支援の必要性がなくなり、組織の存在意義を強調しなければならなかったからではないか⁽²⁷⁾。確か

に女性部は、1939年12月28日の省令により17歳から35歳までの未婚女性に義務付けられた社会奉仕活動を全て管轄し、39年から41年の間に2332の学校を作るなどの成果を挙げていた⁽²⁸⁾。しかし一方で、この時点ではまだ後の女子体育教育やダンスとコーラスの団体設立など他の事業を制度化していなかったことを考えると、膨大なメンバー数を抱えた組織の方向性を打ち出す必要に迫られていたと言えるのではないか。同年の演説では、女性部に対して内戦の終了と共に存在意義がなくなったという意見が出されたことも述べられている。42年の演説では既婚者のメンバーが女性部の活動から疎遠にならないよう呼びかけたり、メンバーの一部に初期の厳格さを失った者がいると述べている。その背景には、女性部のメンバー数の減少や結婚による新旧のメンバー交代による事業の滞りがあったのではないだろうか。そしてそのような現実の変化を受けたからこそ、42年の演説では一層モラルが強調されたのではないだろうか。このようにピラルルの演説は女性部の現状と課題を窺わせる内容になっている。そのような現実の状況変化に伴って、女性部の女性像は時代とともに変化していったのではないだろうか。

5. おわりに

本稿ではスペインのフランコ独裁体制（1939－1975年）が、初期の1940年頃にどのような女性像とそれにまつわる論理を提示したのかについて明らかにしようと試みた。本稿の検討によって、いくつかの先行研究の成果の確認と新たな側面を明らかにすることができた。

まず、ファランヘ女性部全国総会でのピラルルの演説は、フランコ体制による女性の教化と国民化政策の一端をモラルという面で担っていたことが確認できた。そしてファランヘ女性部はスペイン人一般女性を動員・組織化するというよりは、むしろ「最後の一家庭に至るまで」教化することを目指していることが確認できた。つまりフランコ体制は、理想の女性像の浸透によって国民の日常生活を統制しようと試みていたのである。また女性を教化することで、夫や子どもも含む家庭への権力浸透も目指された。

次に、本稿における検討の結果、伝統的女性像と近代的女性像がピラルルの論理の中で矛盾なく併存していたことが分かった。そして女性部が提示した女性像は、ドイツやイタリアのファシズムの女性像と共通点を持っており、スペインに19世紀以前から存在した良妻賢母だけを理想とする伝統的なカトリックの女性像とは異なるものであることが確認された。

それに加えて本稿では、ピラルルの論理の中では伝統的で受動的な女性像と主体的で能動的な近代的女性像が調和していたことも明らかになった。これは先行研究の中で指摘されてきたような緊張関係を伴う併存ではなく、積極的な組み合わせがピラルルの中で行われていたことを示すと言えるだろう。彼女の中では「世界の中で成し遂げるべき使命を持っている」「スペインの普遍的な事業」を達成するためならば、女性が主体的に国民サンディカリズムという政治思想を理解して実践することは正当化された。また女性が夫を教化するという行為も「やさしく心地よい家庭生活」によって夫をファランヘにひきつけるという方法でならば問題ないとされた。

また、ピラルルの演説からは体制の中で存在意義を主張しなければならない女性部の置かれた

状況を窺うこともできた。内戦後の独裁体制形成期という状況下で、ピラールはファランへの革命（Revolución）のイデオロギーを掲げつつ、その内実に女性部の社会事業（女子教育など）を据えることで体制の安定化に貢献し、女性部の存続を図ろうとした。

今後の課題としては、まずは女性部全国総会でピラールの演説を通じて示される女性像が、40年代後半のフランコ体制と女性部の確立期、50年代の安定期から60年代の経済成長期にかけてどのように変化していくのかを、背景の政治社会状況との関連を意識しつつ明らかにすることが挙げられる。フランコ体制の後期になると、ファランへ本体がフランコ体制内で力を失っていく一方で、女性部が担う女性政策・社会事業の一部は規模を拡大した。そのような政治社会状況から女性部の女性像はどのような影響を受けていったのか。またそれと並行して、全国総会以外の場でのピラールの発言や女性部の他のメンバーの発言、女性部以外のカトリック団体などの女性像がフランコ体制下でどのように存在したのかも問題である。それらの女性像の中に内在する論理を発話主体である論者や場所、発言のタイミングと意図を丁寧にしながら分析することが必要であろう。

1970年代まで存続したフランコ体制は、どのように独裁を維持・発展させたのか。ファランへ女性部のような組織を研究することで、独裁体制に生きるとはどういうことなのか、そこでは国家権力と国民の日常生活はどのような関係にあるのか、それは民主主義社会とどう異なるのかといった現代を生きる私たちにもつながる問題の一端を明らかにできるのではないだろうか。

註

- (1) 高橋進「イタリア・ファシズムと女性（一） ファシズムにおける女性の統合と抵抗」『龍谷法学』第25巻3号1992年9月1-21ページ。
- (2) 例えばモリネロ・ルイスは、フランコ体制の女性政策や反フェミニズム政策がいかにファシズム体制の政策と共通しているかを強調している。一方でプラスコ・エランスは、フランコ体制が長期間の間にその性質を変化させていったのと同様に、そのジェンダー関係も変化した可能性を指摘している Ruiz Franco, Rosario, *¿Eternas menores? Las mujeres en el franquismo*, Madrid, 2007, p.25. モリネロ・ルイスの議論については以下を参照。Molinero Ruiz, Carme, “Mujer, franquismo, fascismo: La clausura forzada en un “mundo pequeño””, *Historia Social*, N° 30, 1998, pp.97-117. プラスコ・エランスの議論については以下を参照。Blasco Herranz, Inmaculada, *Armas femeninas para la contrarevolución: La Sección Femenina en Aragón (1936-1950)*, Malaga, 1999.
- (3) 日本における女性と総力戦をめぐる研究動向に関しては、下記を参照。成田龍一「女性と総力戦 大日本帝国の女性たち」加藤千香子 細谷実 編『ジェンダー史叢書第5巻 暴力と戦争』明石書店 2009年。歴史科学協議会 編『女性史研究入門』三省堂 1991年。
- (4) 日本語での先行研究としては、元女性部メンバーへの聞き取りをもとに女性部の活動と女性像を紹介した齊藤氏の論考が挙げられる。同論文では女性部により一般スペイン人女性に良妻賢母像と性役割意識が広められた結果、女性部幹部の公的領域での活動が女性部内に限られ、その影響は今日のスペイン社会における男女共同参画社会の未達成にも見られるとの指摘がある。齊藤明美「初期フランコ体制における性役割意識の構造：ファランヘ女子部を中心に」『駒澤大学外国語論集』第9巻2010年9月1-26ページ。

- (5) Sánchez López,Rosario, “El discurso oficial sobre la mujer durante el franquismo. Componentes básicos de la ideología de Sección Femenina”, *Congreso de jóvenes historiadores y geógrafos, Vol.2*, Universidad Complutense, Madrid, 1990, pp.1001-1008.
- (6) Amador Carretero,María Pilar, “Pequeñas reglas de convivencia social. Una aportación al estudio de la mujer durante el régimen de Franco”, *Mujeres y hombres en la formación del pensamiento occidental,Vol.2*, Madrid, 1989, pp.367-384.
- (7) Barrachina,Marie Aline, “Ideal de la mujer falangista. Ideal falangista de la mujer”, Instituto de la mujer (ed.), *Las mujeres y la Guerra Civil Española III Jornadas de estudios monográficos, Salamanca, octubre 1989*, Madrid, 1991, pp.211-217.
- (8) Gómez Morcillo,Aurora, *True Catholic Womanhood*, Illinois, 2000.
- (9) Ofer, Inbal, “A ‘New’ Woman for a ‘New’ Spain: The Sección Femenina de la Falange and the Image of the National Syndicalist Woman”, *European History Quarterly*, Vol.39,No.4, October 2009, pp.583-605.
- (10) 関哲行 立石博高 中塚次郎 編『世界歴史大系スペイン史2 近現代・地域からの視座』山川出版社 2008年 55-104ページ。楠貞義 ラモン・タマメス 戸門一衛 深澤安博『スペイン現代史 模索と挑戦の120年』大修館書店 1999年 13-57ページ。
- (11) Nash, Mary, *Defying male civilization: Women in the Spanish Civil War*, Denver, 1995, pp.15-17.
- (12) 磯山久美子『断髪する女たち 1920年代のスペイン社会とモダンガール』新宿書房 2010年 111-141ページ。
- (13) Nash, Mary, *Op.cit.*, p.19.
- (14) Garrido González,Elisa M.(ed.), Folguera Crespo,Pilar, Ortega López,Margarita, Segura Graño,Cristina, *Historia de las mujeres en España*, Madrid, 1997, p.467.
- (15) Nash, Mary, *Op.cit.*, p.10.
- (16) 関哲行 立石博高 中塚次郎 編 前掲書 111～112ページ。
- (17) 砂山充子「スペイン第二共和国 政治・女性・宗教をめぐる」『人文科学年報』第38号 専修大学人文科学研究所 2008年 29ページ。
- (18) Garrido González,Elisa M.(ed.), Folguera Crespo,Pilar, Ortega López,Margarita, Segura Graño,Cristina, *Op.cit.*, p.513.
- (19) Payne,Stanley G., *Fascism in Spain 1923-1977*, London, 1999, p.315.
- (20) 女性部の公式発表に拠る。実際の数字については、諸説あってはっきりしない。Suárez Fernández,Luis, *Crónica de la Sección Femenina y su tiempo*, Madrid, 1993, p.84.
- (21) 1937年4月の政党統合令により、第2共和制期以来のファシズム組織ファランヘと19世紀以来の王党派であるカルリスタが強制的に合同させられ、「伝統主義者のスペイン・ファランヘと国民サンディカリスト攻撃会議 (Falange Española Tradicionalista y de las JONS)」という名称になった。関哲行 立石博高 中塚次郎 編 前掲書 140ページ。
- (22) 関哲行 立石博高 中塚次郎 編 前掲書 126-164ページ。武藤祥「フランコ体制の形成 『安全』と『正統性』をめぐる1939-1947」『国家学会雑誌』第116巻3・4号 2003年。
- (23) Moradiellos García,Enrique, *La España de Franco (1939-1975) política y sociedad*, Madrid, 2000, pp.37-93. Payne,Stanley G., *Op.cit.*, pp.239-309.
- (24) Suárez Fernández,Luis, *Op.cit.*, pp.65-119.
- (25) 内戦中の共和国側とフランコ側地域における女性をめぐる問題については以下を参照。
砂山充子「戦争とジェンダー スペイン内戦の場合」姫岡とし子ら 著『近代ヨーロッパの探求11 ジェンダー』ミネルヴァ書房 2008年。
- (26) *Piar Primo de Rivera, Discursos Circulares Escritos*, Sección Femenina de FET y de las JONS, 194?, pp.25-44.

- (27) 例えば女性部は、民謡・民族舞踊を会員募集や体制内での組織の存在意義を示す手段としていた。齊藤明美「フランコ体制期下の民謡と民族舞踊における「創られた伝統」：ファランヘ女子部「コーラスとダンス (Coros y Danzas)」の活動を中心に」『駒澤大学総合教育研究紀要』第8巻2014年 3 月 325-354ページ。
- (28) 1942年の女性部全国総会では、39年から41年の間に2,332の教育学校 (Escuela de Formación) が作られ、58,811人が在籍したことが報告された。Suárez Fernández, Luis, *Op.cit.*, pp.105-126.